

⑦ 医療的ケア児（者）に対する入院前支援の評価 の新設

第1 基本的な考え方

医療的ケア児（者）が入院する際の在宅からの連続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

医療的ケア児（者）に対して、入院をする前段階において、患家を訪問し、あるいは情報通信機器を用いて患者の状態や医療的ケアの手技の確認等を実施した場合の評価を新設する。

(新) 医療的ケア児（者）入院前支援加算 1,000点

[対象患者]

医療的ケア判定スコア 16 点以上の医療的ケア児（者）

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者（当該保険医療機関の入院期間が通算 30 日以上のものを除く。）の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごとに患者 1 人につき 1 回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。

[施設基準]

医療的ケア児（者）の入院医療について、十分な実績を有していること。

[経過措置]

令和 7 年 5 月 31 日までの間は、上記の基準を満たしているものと

する。

(新) 医療的ケア児（者）入院前支援加算（情報通信機器を用いた場合）
500点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報通信機器を用いて行った場合は、保険医療機関ごとに患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。

[施設基準]

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。